

日本潰瘍学会 倫理指針

令和元年 6 月 28 日施行

昨今の人を対象とした医学系研究の倫理指針の整備(文部科学省、厚生労働省)に伴い、日本潰瘍学会では 2019 年 6 月より「日本潰瘍学会 倫理規程」を策定しました。

本会会員は、2019 年 6 月以降に募集を開始する本学会の学術集会への演題登録および学会誌への論文投稿は、症例報告などを除き「人を対象とした医学研究」に関する内容を含む発表等を行う場合、発表を行う者は当該研究が実施された施設での倫理委員会承認の有無、公開データベース登録の有無について発表において開示を行うことといたします。

会員の皆様におかれましては、「日本潰瘍学会 倫理指針」および「日本潰瘍学会 倫理規程」を遵守いただくとともに、学術集会および当番会長等が示す演題の応募要項や、学術誌の論文投稿規程の遵守をお願い致します。

施設内に倫理審査委員会がない場合は、関連の大学病院や医師会等の倫理審査制度を利用して、倫理審査が受けられる体制を整備されるようお願いいたします。

なお、下記に倫理審査が不要な発表についての例示を示しますので、参考にしてください。

倫理審査が不要な発表

- 動物実験や一般に入手可能な細胞を用いた基礎的研究
- 9 例以下の研究性のない症例報告
- 法令に基づく研究(臨床研究法、再生医療等安全性確保法は除く)
- 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報を用いた研究
- 匿名化されている試料・情報(特定の個人を識別できない状態に加工され、対応表がどこにも存在しないもの)のみを扱う研究
- 既に作成されている匿名加工情報または非識別加工情報を用いた研究
- 論文や公開されているデータベース、ガイドラインのみを用いた研究